



とまりカブトホタテ水揚げ(5月15日)



Contents/目次

- 2 泊村温浴施設「壺温泉 弁天の湯」プレオープン
- 3 日本海ニコニコ元気村トピックス

とまりインフォメーション

- 4 国民健康保険税率改正
- 6 後期高齢者医療制度のお知らせ
- 9 特産品の開発改良・泊村ふるさと花火大会
- 10 狂犬病予防注射・献血
- 14 鯨御殿とまり
- 16 暮らしの告知板

2026

6

June

No.778

盃温泉 弁天の湯

泊村温浴施設『盃温泉 弁天の湯』 プレオープンについて

泊村温浴施設「盃温泉 弁天の湯」のグランドオープンが 令和8年7月1日に決まりました。

これに先立ちまして令和8年6月27日に落成式を挙行し、翌日の6月28～30日の3日間、村民の皆様限定（無料）（※免許証等村民であることを証明できるもの）でご利用いただけるプレオープンといたします。

弁天の湯は、大浴場及び露天風呂、サウナ、貸切風呂を設置し、住民に癒しの場と憩いの場を提供する施設となっておりますので、沢山の皆様のご来館をお待ちしております。

○盃温泉 弁天の湯の営業時間及び料金について

営業時間：午前11時から午後9時まで（※7月1日～）

休業日：毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）

入館料：大人（中学生以上）700円 / 回数券（14枚綴り）7,000円

団体料金 600円

小人（小学生） 400円 / 回数券（14枚綴り）4,000円

団体料金 300円

※乳幼児は無料

※団体料金の適用は10人以上とする

貸室料：家族風呂（1室1時間）2,000円

（1時間増すごとに2,000円を加算する）

日本海 ニュートン元氣村 トピックス

4月21日 寿大学開講式

泊村公民館で、37名の学生さんをお迎えして泊村寿大学開講式が行われました。

開講式終了後、一つ目の講義として、泊駐在所村木所長による防犯教室「特殊詐欺防止について」～みなさん真剣なまなざしで聞き入っていました。二つ目の講義は、「歌声教室」～懐かしい唱歌や歌謡曲を全員で合唱し、にぎやかで楽しい時間を過ごしました。



5月13日～15日 泊中学校 修学旅行

泊中学校3年生が2泊3日の修学旅行へ行ってきました。

朝早い出発にもかかわらず、みんな元気いっぱい東京へ出発！

両国国技館では一山本が大トリで霧島関と取組み、大きな声援を送りました。

JALスカイミュージアムでは航空機に関する仕事の裏側や、格納庫を見学しました。

普段ではなかなか体験できない歴史や文化に触れた3日間、思い出に残る修学旅行となりました。



5月19日 泊陸上・走り方教室

泊小学校と泊中学校で北翔大学陸上部監督の北風沙織さんによる走り方教室が行われました。

スタートの姿勢から早く走るコツを学び、これからの運動会シーズンに向けての活力となりました。

中学校では走り方教室後、「日本のトップ そして世界で戦うために」をテーマに、北風さんが陸上を始めたきっかけからトップアスリートになるまでのストーリーを写真や映像、エピソードを交えてご講話いただきました。



人権擁護委員に増川佳子さん(再任)

令和8年4月1日付けで、増川佳子さんが委嘱されました。人権擁護委員は、皆さんの幸せな日常生活を守るため、人間としての権利や自由を擁護し、必要なときは関係機関へ連絡して、解決の促進を図ります。

人権問題でお困りの方はお気軽にご相談ください。

※任期：令和8年4月1日～令和11年3月31日



令和8年度国民健康保険税の税率等改正のお知らせ

国民健康保険は、病気やけがをした際に安心して医療が受けられるよう、被保険者の皆さんに納めていただく国民健康保険税と国などから交付される公費により成り立っております。

令和12年度までに北海道が示す標準保険料（税）率の応能割と応益割の構成割合を「50対50」の目標値に合わせるため、2年に1度、段階的な見直しを行うこととしており、令和8年度に税率改正を行い資産割が廃止となったことから、賦課方式が4方式から3方式へと変更になりました。

併せて令和8年度から「[子ども・子育て支援金分](#)」の区分が新設され、税制改正に基づき、課税限度額及び軽減税率の改正も行いました。

◎税率の改正

課税額の種類・内訳			令和7年度 (改正前)	令和8年度 令和9年度 (改正後)
医療給付分	応能割	所得割	10.43%	8.55%
		資産割	42.15%	廃止
	応益割	均等割	12,700円	18,200円
		平等割	22,200円	24,700円
後期高齢者 支援金分	応能割	所得割	1.39%	1.89%
		資産割	2.21%	廃止
	応益割	均等割	6,500円	6,900円
		平等割	5,900円	7,000円
介護納付金分	応能割	所得割	1.33%	1.36%
		資産割	4.60%	廃止
	応益割	均等割	4,000円	5,800円
		平等割	4,500円	5,500円
【新】 子ども・子育て 支援金分 (標準保険料 (税)率)	応能割	所得割	—	0.29%
	応益割	均等割	—	1,000円
		18歳以上 被保険者均等割	—	100円
		平等割	—	1,000円

	令和7年度 (改正前)		令和8年度 (改正後)		令和12年度 【目標値】
応能割	59	→	53	→	50
応益割	41		47		50
計	100		100		100

◇**応能割**とは・・・加入者の収入に応じて計算される。 ◆**応益割**とは・・・収入に関係なく一律に計算される。

※「資産割」を廃止したことによる税収不足分は、所得割・均等割・平等割に振り分けられるため、加入者の皆さんの税率が急激に変動しないよう、令和6年度から令和12年度までの7年間で段階的に改正(2年おきに改正)をしております。

- 所得割…被保険者それぞれの総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額に税率を乗じた額
- 均等割…被保険者1人当たりの額
- 18歳以上被保険者均等割…年度当初に18歳に達している被保険者1人当たりの額
- 平等割…1世帯当たりの額

～標準保険料(税)率とは～

北海道においては、国の方針に基づき、令和12年度からは、全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料(税)の負担となる「**統一保険料(税)**」とする基本方針を定めており、現在、各市町村で異なっている賦課方式及び税率が道内統一となる予定です。

◎「子ども・子育て支援金」【新】

子どもや子育て世帯を支えるため、全ての世代や企業の皆様から拠出いただく支援金のことで、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度などの子育て支援施策の拡充に充てられます。

◎課税限度額の引上げ

保険税の課税限度額（医療分66万円から67万円、**子ども・子育て分3万円(※新規)**）が引き上げられたことに伴い、保険税の課税限度（上限）額の合計は**113万円**（医療分67万円、支援金分26万円、介護分17万円、子ども・子育て分3万円）となりました。
（40歳から64歳の介護分対象の方を含む世帯の場合）

区 分	課 税 限 度 額		増 額
	令和7年度まで	令和8年度から	
医療分	66万円	67万円	+1万円
後期高齢者支援分	26万円	26万円	据置き
介護分	17万円	17万円	据置き
子ども・子育て分	-	3万円	+3万円
合 計	109万円	113万円	+4万円

◎軽減税率の改正

令和8年4月1日より、国民健康保険税の軽減対象世帯（2割・5割軽減）が拡大されました。改定内容は、次のとおりです。

☆低所得世帯に対する保険税の軽減制度（7・5・2割軽減）について、2割・5割軽減の所得基準額を引き上げました。

*軽減制度は、保険税のうち、均等割（人数割）・平等割（世帯割）を軽減します。

●2割軽減の拡大

（改正前） 基礎控除額43万円 + 56万円 × 被保険者数
（改正後） 基礎控除額43万円 + 57万円 × 被保険者数

●5割軽減の拡大

（改正前） 基礎控除額43万円 + 30.5万円 × 被保険者数
（改正後） 基礎控除額43万円 + 31万円 × 被保険者数

お問い合わせ先 泊村役場 住民福祉課保険係 電話 75-2132

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料率の見直しについて ～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和8・9年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

<医療分>

均等割

(被保険者が等しく負担)

令和6・7年度
(年間)
52,953円



令和8・9年度
(年間)
59,963円 (7,010円増)

所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

令和6・7年度
(年間)
11.79%



令和8・9年度
(年間)
11.61% (0.18ポイント減)

賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

令和6・7年度
(年間)
80万円



令和8・9年度
(年間)
85万円 (5万円増)

<子ども分>

均等割

(被保険者が等しく負担)

令和8年度
(年間)
1,364円

所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

令和8年度
(年間)
0.28%

賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

令和8年度
(年間)
2万1千円

■ 保険料率に関する制度改正があります

【令和8年度からの制度改正の内容】

- 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料率とは別に、子ども分の保険料率を算定します。※令和9年度の子ども分保険料率は令和8年度中に算定します。
- 子ども・子育て支援金制度の施行について、詳しくは子ども家庭庁ホームページをご覧ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatehienkinseido>

【令和6年度からの制度改正の内容】

- すべての国民が、年齢に関わりなく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的とした制度改正が行われました。
- 後期高齢者一人当たりの保険料の伸び率を現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率と合わせるよう、後期高齢者負担率の設定方法が見直されました。
- 子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されました。
- この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さまに負担いただく保険料は増加することとなりました。

■ 均等割5割・2割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、5割・2割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【令和7年度】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円+(30万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(56万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

【令和8年度から】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円+(31万円 ×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(57万円 ×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

■ 医療分の均等割7割軽減が7.2割軽減になります

●医療分保険料均等割軽減のうち、7割軽減対象者は、制度改正影響緩和のため7.2割軽減となります。

※子ども分は変わりません。

■ 保険料の計算方法（令和8・9年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<医療分>

均等割 【1人当たり保険料】 59,963円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得-最大43万円)× 11.61%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切捨)
--	---	--	---	---

<子ども分>

均等割 【1人当たり保険料】 1,364円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和7年中の所得-最大43万円)× 0.28%	=	1年間の保険料 【限度額2万1千円】 (100円未満切捨)
---	---	---	---	--

<医療分> + <子ども分> = 1年間の保険料

- 1年間の保険料の上限額は医療分が85万円、子ども分が2万1千円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和8年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について（令和8年度）

次の①～②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

<医療分>

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7.2割軽減	16,789円	約 904円増
43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	29,981円	約 3,505円増
43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	47,970円	約 5,608円増

<子ども分>

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	409円
43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	682円
43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	1,091円

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(59,963円→29,981円)

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

泊村役場 住民福祉課 保険係

〒045-0202

古宇郡泊村大字茅沼村字白別191番地の7

電話 0135-75-2132

特産品の開発や改良を応援します！

新たに特産品を開発し商品化する場合、

特産品開発支援事業として 限度額 100万円

(補助対象経費の2/3以内)

※「特産品」：泊村で生産する原材料を加工した商品、村内で製造・加工する商品で泊村の魅力を発信できる商品です。(飲食店で提供する料理等は除きます。)

今ある商品を改良し、特産品として商品化する場合、

既存特産品改良支援事業として 限度額 50万円

(補助対象経費の1/2以内)

※ 単なる容量や容器等の改良は対象外です。

補助
対象者

- ・ 村内に住所を有する個人
- ・ 村内に住所を有する者が構成員となる団体
- ・ 村内に事業所を有する法人

補助対象
経費

- ①地域特産品の開発及び改良等に要する経費
- ②地域特産品の品質等の検査に要する経費
- ③特産品の開発・改良に必要な期間、装置等の購入又はレンタルに要する経費
- ④特産品のパッケージ等のデザイン製作に要する経費
- ⑤特産品の試食会、商標登録等に要する経費

申請

- ・ 泊村役場 ・ 古宇郡漁業協同組合 ・ 泊村商工会 にて受け付けております。
- ・ 泊村商工会では手続き(書類作成等)の支援も行っております。
- ・ 申請書ダウンロード先：泊村HP <https://www.vill.tomari.hokkaido.jp>

【お問い合わせ先】 泊村役場 産業振興課 電話 75-2101

「泊村ふるさと
花火大会」
を開催します。

村民の皆様よりご好評いただいております「泊村ふるさと花火大会」を今年は8月15日(土)に開催いたします。

詳細につきましては、後日チラシを配布し、お知らせいたします。



実施日時 **6月11日 (木)**

地区	時間	場所
堀 株	9:00~9:10	堀株地区集会所前
渋 井	9:15~9:25	渋井地区集会所前
茅 沼	9:30~9:50	茅沼地区集会所前
炭 鉦	9:55~10:05	む つ み 荘 前
臼 別	10:10~10:20	臼別地区集会所前
泊	10:25~10:40	泊地区集会所前
糸泊・照岸	10:45~11:00	糸泊・照岸地区集会所前
盃	11:20~11:35	盃地区集会所前
興 志 内	11:40~11:55	興志内バス停 (海側)

お問い合わせ先
泊村役場 住民福祉課 衛生係 電話 75-2134

犬を飼われている方は必ず受けましょう

村内各地区におきまして、左記のとおり狂犬病予防注射を実施します。犬を飼われている方は、必ず受けるようお願い致します。

○注射料金は1頭につき、3,240円です。(消費税込み)
○新しく犬を飼われた方は、注射料金は別に1頭につき、3,000円の登録料がかかります。
○犬の登録については飼い主に義務づけられておりますので、この機会に必ず登録されますようお願い致します。



献血にご協力を
お願い致します

とき **6月19日 (金)**

採血対象年齢

16歳~69歳 200ml
18歳~69歳 400ml

ただし、65歳~69歳の方については、60歳~64歳までの間に献血されたことがある方に限ります。

時間	場所
13:45~14:15	泊村福祉センター前
14:45~16:00	泊村役場前

お問い合わせ先
泊村役場 住民福祉課 電話 75-2134

岩内地方衛生組合
からのお知らせ

令和8年10月1日より
『ごみ処理手数料金』を
改定いたします

現 行 (令和8年9月30日まで)		
一般廃棄物処理手数料 (持込ごみ処理手数料)		
家庭系及び 事業系 一般廃棄物	50キログラムまで	400円
	50キログラムを超えるとき 10キログラム増すごとに	80円
小動物	10キログラムにつき	400円

詳細が決まり次第、広報等を通じて改めてお知らせいたします。
その他の点につきましては、岩内地方清掃センター(電話62-6251)までお問い合わせください。

高齢者の誤食・中毒・死亡が多発！ その植物、有毒かも？

有毒植物を原因とする
食中毒患者の**約半数**が**60歳以上**です※

※ 平成30年～令和6年の植物性自然毒による患者年齢別発生状況
(キノコ、ジャガイモ及び銀杏を除く。)

- × 植えた覚えのない植物は食べない
- × 観賞植物は有毒のものも！野菜と一緒に栽培しない
- × 山菜も危険！有毒植物が混じっていることがあります



**まちがいなく食用だと判断できない植物は
採らない！食べない！売らない！人にあげない！**

野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を

有毒植物の食中毒事例では、患者の多くが高齢者であり、山菜と間違えて有毒植物を食べてしまうことが原因となっています。

また、野山での山菜採りに限らず、自宅の庭等でニラ等と間違えて採取した植物が原因となった事例や、重篤化して死亡した事例も発生しています。

食用と確実に判断できない植物は「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」ようお願いいたします。

<お問い合わせ先> 北海道岩内保健所生活衛生課 電話 62-1537

ご実家の名義、亡くなった方のままになっていませんか？ 相続登記の最初の期限まで1年を切りました！

令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました。

過去の相続分も対象となり、最初の期限は令和9年3月31日です。手続の準備には数か月以上かかることもあり、期限間近は窓口の混雑が予想されます。以下の案内も参考に、お早めのご準備をお願いします。

① 専門家（司法書士）に依頼したい方

忙しい方や手続に不安がある方は、専門家への依頼が安心です。

札幌司法書士会「相続登記相談センター」 ☎ 011-211-6665



(相続登記相談センター)

② ご自身で手続を進めたい方

札幌法務局では「相続登記手続教室」等のイベントを開催しています。

詳細は、札幌法務局ホームページまたは公式LINEを確認ください。



(札幌法務局公式LINE)

7月17日は「北海道みんなの日」

北海道の価値を見つめ直し、これからの北海道を考える日

1869年（明治2年）、北海道の名付け親とされる松浦武四郎が、明治政府に「北加伊道（ほっかいどう）」という名称を提案した7月17日は、「北海道みんなの日」、愛称「道みんなの日」です。

北海道の魅力と価値を再発見し、北海道を誇りに思う心を育み、より豊かな北海道を築き上げることを期する日として平成29年に制定しました。

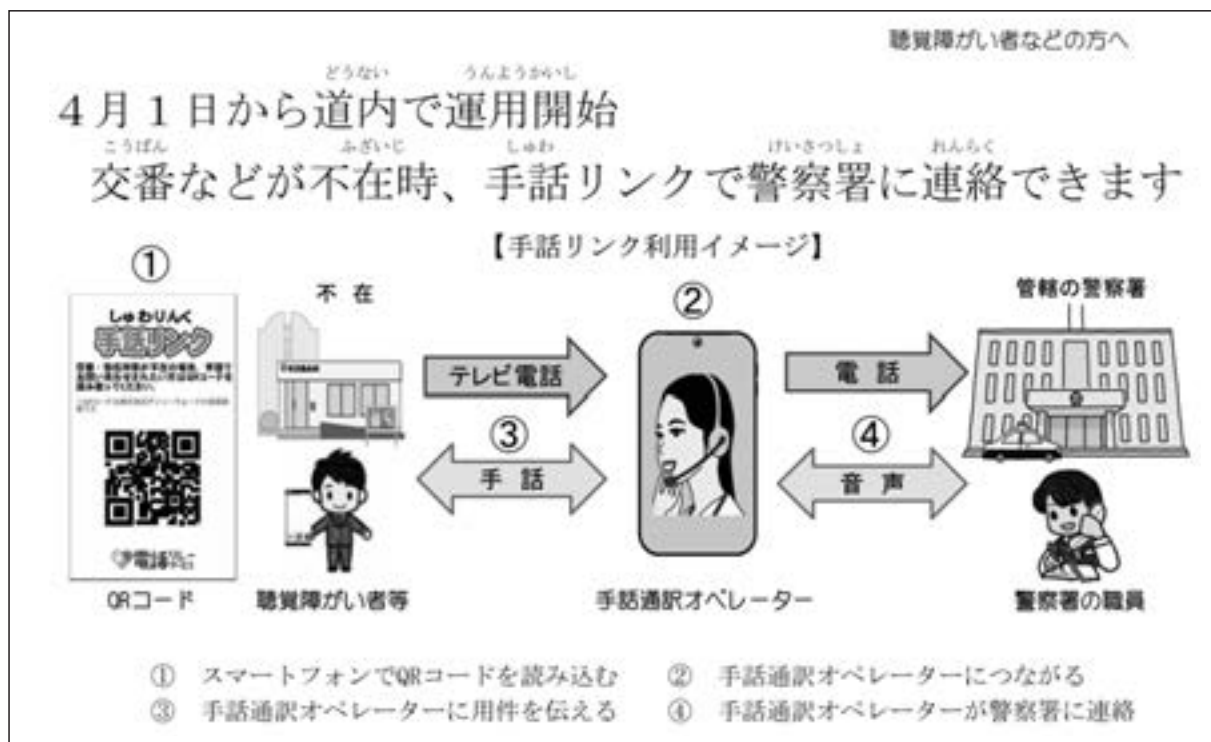
この日をきっかけに、道民の皆様には北海道に愛着や誇りを持っていただき、北海道の魅力を発信する機会としていただければ幸いです。



『手話リンクの運用』

警察では、勤務員不在の交番・駐在所に聴覚障害者等の方が来訪した際の対応のため、令和8年4月1日からすべての交番・駐在所に『手話リンク』を導入しています。

『手話リンク』は、交番・駐在所に掲示しているQRコードをスマートフォンで読み込むことで、手話通訳オペレーターを通じ、事前登録された番号に電話をかけることができるサービスです。



<お問い合わせ先> 岩内警察書 地域課 TEL: 62-0110 (内線291)

働く皆様に将来の安心を。

中退共 で退職金。
CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ
をご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

「HIV検査普及週間」について

1. 目的

HIV検査普及週間 6月1日(月)～6月7日(日)に合わせ、管内住民に対して検査及び相談体制に係る普及啓発を行うことでHIV検査の浸透・普及を図る。

2. 趣旨

岩内保健所では毎月2回、予約制でHIV検査を実施しており、HIVの感染が判明した場合、早期治療を行うことで発症を抑えることができることから、HIV検査普及週間に合わせ、当取組を推進することとした。

3. 検査実施日

令和8年(2026年) 6月のうち岩内保健所が定める日に実施

※日時については公表せず、保健所への問合せ時に担当職員から直接伝える。

4. 場所

北海道岩内保健所(岩内郡岩内町字清住252-1)

5. 申込み方法

電話:0135-63-1680(エイズ専用電話)

申込日:6月5日(金)まで

その他:匿名による受検

6. 検査方法

血液検査

※所要時間およそ1時間30分(問診及び検査、結果説明含む)

7. 料金

無料

お問い合わせ先

北海道岩内保健所 健康推進課

電話 62-1537

口腔衛生キャンペーン

「むし歯予防デー2026」 イベントのお知らせ

歯やお口の健康は、毎日のちょっとした心がけ(習慣)が大切です。

そこで、地域の皆さんに、歯科健診やお口のケアについて知っていただくため、次のとおりイベントを開催します。

1. 日時

令和8年(2026年) 6月13日(土) 13時30分～15時30分

2. 場所

後志総合振興局1階 道民ホール(虻田郡倶知安町北1条東2丁目)

3. 内容

後志歯科医師会主催・倶知安保健所が共催で開催している「歯のイベント」です。

(1) 歯科医師による歯科健診・相談

(2) 歯科衛生士による歯磨き指導・フッ素塗布

(3) むし歯危険度チェック、指の模型

作成体験

(4) オーラルフレイル

ルチェック(噛む

力のチェック)等

*全て無料です。



お問い合わせ先

北海道倶知安保健所企画総務課企画係

電話 0136-23-1952

6月は和名で“みなづき”といいます。本州の方では梅雨の時期なのに、水が無い月と書きます。旧暦では梅雨明け後にあたるので「水の無い月」の名がついたという説と、逆に「無」は「無い」という意味ではなく連体助詞「の」を意味していて、「水の月(田に水を引く月)」に由来するという説があります。いずれにしても、田植え後の水をたたえた瑞々しい緑の田が目に見え、ちなみに、氷の角を表現した三角形の白色のういろうに甘く煮た小豆をのせた“水無月”という和菓子を思い出した方はおりませんか。京都では6月30日「夏越の祓」に“暑気払い”や“厄除け”の意を含め、残り半年の無病息災を祈願して食べる風習があるそうです。泊村も6月に入り、ウニ漁やお祭りが始まります。今年もにぎやかな夏が到来しました。



今年の来館記念
水引の梅結び

さて、昭和2年発行の【最近の岩宇】に掲載された記事を紹介いたします。以前に川村慶次郎(3代目)の同記事を紹介していましたが、今回やっと“武井忠吉氏”を紹介することができました。

武井忠吉氏

安政四年四月五日、古宇郡茅沼に生まれる。20歳にして分家独立し、茂岩に鯉漁業を営む。兄忠兵衛をたすけて精励。家運は益々隆昌。村総代人、また漁業組合頭取に挙げられる。二十六年、兄の病没とともに茅沼に移り、宗家を監督する。後、泊村に移り、沿岸鯉漁業に力を注ぎ、雄志あきたらず、樺太領有となる東西海岸湾内に十数統の鯉、鱒、鮭の建網、さらに余力をカムチャツカに延ばし、又、南洋諸島の特産経営に務めていた事もあり、巨富を収める。地方の輿望を担い、水産組合長として尽瘁する。又、古宇地方は山嶺巍々として海に迫り、交通が不便であることを憾み、率先して私費をなげうち、同志である田中、金澤、吉田の諸氏を説き、兜岩に隧道を開鑿し、兄の27回記念として宗家とともに私費を投じて茶津の隧道を通したように地方産業あるいは公益に尽瘁した功績は偉大なものがある。(大正)十五年一月、旅行中に金澤市において病没。享年七十歳。郷間はその徳を称え、死を惜しまない人はいなかった。嗣子忠次郎氏は遺業を継ぎ、堅実守成を策しつつある。

【最近の岩宇】(昭和二年発行)より

明治26年に兄が40才で亡くなった時、宗家跡継ぎの息子はわずか12歳で家督を継ぐことになりました。忠吉氏は、その子が大人になるまで宗家の監督を担ったようです。ちなみに初代川村慶次郎が亡くなり3代目に家督が相続され、現存の鯉番屋が建立されたのが明治27年。明治26・27年の2年間は、本館ゆかりの武井・川村家の節目の年にあたります。その後、泊村に移った忠吉氏は、樺太・カムチャツカの漁場経営、南洋諸島の特産経営、泊村の公益への尽力、と生涯を通じて精力的に活躍されました。客殿にある珍しい模様の円柱形の床柱に使われている檳榔樹(ビンロウジュ 東南アジアのヤシ科の植物)も忠吉氏自ら買い付けに行ったといわれています。そして、鯉の不漁が続くようになった大正15年。忠吉氏は10年ほど前に改築された泊村の番屋や母屋、新築した客殿でのんびり晩年を過ごすことなく、旅行中の石川県金沢市で病気により生涯を閉じました。今年2026年は、忠吉氏没100年に当たります。



5月21日、民事裁判のオンライン化が本格スタート

今回は、「民事裁判のー化」についての動きをお伝えします。

民事裁判では、これまで訴状などの書類を裁判所に提出するのが原則でした。コロナ禍をきっかけに、法廷に出向かず法律事務所からウェブ会議で期日に参加する、いわゆる「ウェブ法廷」は開始されていましたが、いよいよ2026年5月21日から、訴えの提起や証拠の提出といった申立てそのものを、オンラインで行えるようになります。

これにより、書類や証拠の写しを書面として準備したり、裁判所に持参・郵送したりする手間が省け、手続が早く進むことが期待されます。また、「コピー代や郵送費といった依頼者側の費用負担も軽くなり、遠方の裁判所が管轄となる場合の移動の負担を抑えられるといった利点もあります。

ここで一点ご注意ください。これは、オンラインでの申立ては、弁護士にとっては義務となる一方、弁護士に依頼せずご自身で裁判をされる場合には義務ではないという点です。オンライン手続きを利用することもできますが、これまでどおり書面で申し立てることもできます。

ー化によってご自身で裁判ができなくなるわけではありませんので、ご安心ください。

離婚や相続などの家事調停も、すでにウェブ会議による期日が広がっており、今後は申立て自体もオンラインに移行する予定です。その他の手続も順次オンライン化されていきますが、現在はいわば過渡期で、紙とオンラインが併存している段階です。

今後、私たちが裁判所と関わる場面でも、徐々にオンラインでのやり取りが広がっていくでしょう。新しい制度の動きに、ぜひ関心を持っていただければと思います。

よつてい法律事務所 渡邊弁護士の法律豆知識

弁護士 渡邊恵介

電話：0136-21-6228



茅沼から…… 医者をつぶやき

茅沼診療所の飯塚です。今回も「健康づくりシリーズ」と題してお酒と睡眠のお話です。

健康づくりシリーズ③

〜お酒と睡眠について考えてみましょう

泊村の令和6年度特定健診では、1日にお酒を5合以上飲む方の割合が、北海道や全国平均より高い状況となっています。

お酒は、適量であれば食事や人との交流を楽しくする一方で、飲み過ぎが続くと健康や睡眠に影響することがあります。

「お酒を飲むと眠れる」と感じる方もいますが、アルコールによる眠りは浅くなりやすく、夜中に何度も目が覚めたり、朝早く目が覚めたりする原因になることがあります。

また、高齢になるとアルコールの影響を受けやすくなります。睡眠薬を使用している場合、お酒と一緒になることで、ふらつきや転倒の原因となることもあります。

眠れない原因は一つではなく、生活習慣や運動不足、昼寝、頻尿など、さまざまなが関係しています。まずは生活習慣を整えることが、良い睡眠につながります。

茅沼診療所では、役場と連携して管理栄養士による生活習慣や食事の相談も行っています。気になることがあれば、診療所へお気軽にご相談ください。

※次回は「不眠と生活習慣」についてお伝えします。

後志広域連合職員募集

後志広域連合は後志管内16町村で税の滞納整理、国民健康保険事業、介護保険事業などの事務を共同で行う特別地方公共団体です。

この度、令和9年4月より業務に従事する正規採用職員の募集をします。

- 受験資格**／高校、専門学校、短大、大学、大学院を卒業し、民間企業等における実務を3年以上経験している方で、昭和50年4月2日以降に生まれた方。
- 申込締切**／6月30日まで（必着）
- 試験**／一次試験（書類選考）、二次試験（面接）

お問い合わせ先

・後志広域連合総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志合同庁舎車庫棟2階
電話 0136-55-8010

受講生募集のお知らせ

◆職業講習「刈払機取扱作業安全衛生教育」

講習名 刈払機取扱者安全衛生教育
日程 令和8年6月23日（火）
時間 8：30～16：30
受講料 15,000円
定員 20名（定員になり次第締め切りとします）
募集期間 令和8年6月12日（金）17時まで
委託先 (株)BREXA PCT北海道教習所
申込方法 申込締切期日までに申込書に写真2枚と運転免許書の写しを添付して提出

お問い合わせ

・岩内地域人材開発センター
岩内町字東山8番地16 電話 62-2183

不正改造車を作らない!! 乗らない!! 6月は「不正改造車排除強化月間」

札幌運輸支局では、これまでも不正改造車の排除につとめていますが、特に毎年6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組むこととしております。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっております。

また、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、クリアレンズの装着による灯火色の変更、基準外のマフラーの取付けなど自動車部品の取付けや取外し等により保安基準に適合しないにもかかわらず、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車利用者も見受けられるので注意が必要です。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

詳しい情報はこちらから「www.tenken-seibi.com」

不正改造車に関する情報提供・ご相談・お問い合わせ先

・不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口
電話 011-731-7168
(国土交通省 北海道運輸局札幌運輸支局 検査整備保安担当)

くらしの告知板

自衛官を募集します

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
一般曹候補生(第2回)	男子 採用予定月の1日現在 18歳以上 33歳未満の者	7月1日(水)～ 9月1日(火)	1次試験Web試験： 9月16日(水)～27日(月) ※いずれか1日指定されます 2次試験面接・身体検査： 10月18日(日)～22日(木) ※いずれか1日指定されます ※細部は1次試験合格通知でお知らせします
自衛官候補生(第2回)	男子 女子	7月1日(水)～ 8月5日(水)	8月21日(金)～24日(月) ※いずれか1日指定されます
自衛官候補生(第3回)	男子 女子	7月1日(水)～ 9月7日(月)	9月24日(水)～30日(水) ※俱知安会場は9月30日(水) ※いずれか1日指定されます
予備自衛官補	一般 技能 18歳以上 52歳未満の者 ※細部については俱知安地域事務所にお問い合わせ下さい。 18歳以上で国家免許資格等を有する方 (資格により年齢上限は53歳～55歳未満) ※細部については俱知安地域事務所にお問い合わせ下さい。	5月23日(土)～ 9月10日(木)	Web試験： 9月12日(土)～10月2日(金) 面接・身体検査： 10月3日(土)、4日(日) ※いずれか1日指定されます

お問い合わせ先

・俱知安地域事務所
俱知安町南3条東1丁目 電話 0136-23-3540
・役場担当窓口

税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。

2026年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

- 1 受験資格**
(1)令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者
(2)令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 申込受付期間（インターネット申込み）**
6月12日（金）午前9時～6月24日（水）（受信有効）
申込専用アドレス
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
※インターネット申込みができない場合
受験を希望する第1次試験地を所轄する国税局にお問い合わせください。
- 3 第1次試験【基礎能力試験、適性試験、作文試験】**
9月6日（日）
- 4 第1次試験合格者発表日** 10月8日（木）
- 5 第2次試験【人物試験、身体検査】**
10月14日（水）～10月23日（金）のうち指定する日
- 6 最終合格者発表日** 11月17日（火）

お問い合わせ先

・札幌国税局人事第2課採用担当
電話 011-231-5011 内線2315
・最寄りの税務署（総務課）

5月 村長のうごき

- 1日 第1回泊村議会臨時会
岩内地方防犯協会役員会（岩内町）
岩内地方防犯協会定期総会（岩内町）
後志総合開発期成会定期総会（倶知安町）
小樽国道協議会総会（倶知安町）
「後志のむら」連携協議会総会（倶知安町）
指名選考委員会
- 8日 北海道原子力安全対策課長と対談
全国道路利用者会議定時総会（東京都）
資源エネルギー庁長官外と面談
- 12日 道路整備にかかる要請活動結団式（東京都）
道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会（東京都）
命と暮らしを守る道づくり全国大会（東京都）
道路整備予算確保に関する春季中央要請（東京都）
全国原子力発電所所在市町村協議会総会（東京都）
堀株地域会花見会
岩内地方衛生組合例月検査（岩内町）
故堀 達也氏 元北海道知事の焼香（札幌市）
後志観光連盟監査
- 13日 道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会（東京都）
命と暮らしを守る道づくり全国大会（東京都）
道路整備予算確保に関する春季中央要請（東京都）
全国原子力発電所所在市町村協議会総会（東京都）
堀株地域会花見会
岩内地方衛生組合例月検査（岩内町）
故堀 達也氏 元北海道知事の焼香（札幌市）
後志観光連盟監査
- 14日 道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会（東京都）
命と暮らしを守る道づくり全国大会（東京都）
道路整備予算確保に関する春季中央要請（東京都）
全国原子力発電所所在市町村協議会総会（東京都）
堀株地域会花見会
岩内地方衛生組合例月検査（岩内町）
故堀 達也氏 元北海道知事の焼香（札幌市）
後志観光連盟監査
- 17日 道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会（東京都）
命と暮らしを守る道づくり全国大会（東京都）
道路整備予算確保に関する春季中央要請（東京都）
全国原子力発電所所在市町村協議会総会（東京都）
堀株地域会花見会
岩内地方衛生組合例月検査（岩内町）
故堀 達也氏 元北海道知事の焼香（札幌市）
後志観光連盟監査
- 18日 道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会（東京都）
命と暮らしを守る道づくり全国大会（東京都）
道路整備予算確保に関する春季中央要請（東京都）
全国原子力発電所所在市町村協議会総会（東京都）
堀株地域会花見会
岩内地方衛生組合例月検査（岩内町）
故堀 達也氏 元北海道知事の焼香（札幌市）
後志観光連盟監査
- 19日 道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会（東京都）
命と暮らしを守る道づくり全国大会（東京都）
道路整備予算確保に関する春季中央要請（東京都）
全国原子力発電所所在市町村協議会総会（東京都）
堀株地域会花見会
岩内地方衛生組合例月検査（岩内町）
故堀 達也氏 元北海道知事の焼香（札幌市）
後志観光連盟監査

- 20日 泊村商工会通常総会
泊村地域振興基金運営委員会
後志総合振興局副局長（建設管理部担当）対談
課長会議
- 21日 岩宇まちづくり推進協議会監査
北海道ゼロカーボン振興監外と対談
- 22日 泊消防団総合演習
- 24日 北海道造林協会通常総会（札幌市）
北海道治山林道協会通常総会（札幌市）
- 26日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会（小樽市）
北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会理事会（小樽市）
- 27日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会（小樽市）
北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会総会（小樽市）
後志総合開発期成会小樽・後志要望（小樽市・倶知安町）
後志総合振興局水産課長と対談
後志総合開発期成会北海道段階要望運動（札幌市）
- 28日 後志総合振興局水産課長と対談
- 29日 後志総合開発期成会北海道段階要望運動（札幌市）

とまり木文芸

●俳句・川柳●

武井 和子
娘のストック 今は杖なり 待春道
海みゆる 泊村むらにおりたつ 弁天湯
恩徳に しずやに老る 仏桑華
泊海山
詐欺師来た 空のサイフを 見せてやれ
六月や 青い空見て 雲少し



●短歌●

立花 孝子
紫雨花も 枯木となりしも 春には
また芽吹きて 花の命続く
立花 孝子
亡き夫の 仏前の写真に向ひ合せ
われの卒業写真 見せる娘あり

●昔のおやつ—其の三—●

海には、昔で言う、ムラサキイガイ、砂ツブ、ナマコもたくさんいた。他にも小さなイソガニもいた。ナマコ以外はゆでて口に入れたが、ものすごくおいしかった。特に、今でも生息しているイソガニはものすごくうまかった。このイソガニは、時々今でも食べている。砂ツブはゆでたものをつまようじを回して食べた。うまかった。 沼崎 徹

戸籍の窓

令和8年4月16日～令和8年5月15日

- 〔出生〕**
〔白別〕 瀧本 晶磨くん
4月27日出生 父 寿磨さん
- 〔死亡〕**
〔茅沼〕 瀨戸 賢一さん
4月18日死亡 96才
〔茅沼〕 沼畑 禮子さん
4月20日死亡 97才
〔泊〕 山下 正さん
4月27日死亡 91才
〔滝の澗〕 清水 セツさん
5月14日死亡 94才
- 札幌市 3人

人のうごき

〔8・4・30現在 住民基本台帳〕

	前月比	外国人	外国人含む
世帯	821戸 +3戸	8戸	829戸
人口	1,361人 ±0人	10人	1,371人
男	677人 +3人	3人	680人
女	684人 -3人	7人	691人

地区別の世帯と人口

	世帯	人口	
泊地区	255戸 +3	429人	+2
盃地区	145戸 ±0	242人	-1
茅沼地区	134戸 -3	246人	-3
老人ホーム	63戸 -1	63人	-1
渋井地区	159戸 +3	271人	+2
堀株地区	65戸 +1	110人	+1
計	821戸 +3	1,361人	±0



泊中学校3年生修学旅行(5月13日~15日)

泊村のイベントや日々のお知らせを随時更新しています。
是非ご覧ください。



泊村
公式Instagram & Facebook



泊村観光協会
公式Instagram & Facebook



交通安全



通年
展開

デイ・ライト
(昼間点灯)
運動実施中!



6月 泊村カレンダー

☆がついているのは事前予約制です

日	月	火	水	木	金	土
5/31	1	2 ☆弁護士無料電話相談会 (☎62-8373)	3	4	5	6
7 岩内協会病院 (☎62-1021) アイン薬局岩内店 (☎62-5150)	8	9	10 水道使用料徴収 (渋井集会所 9:30~10:00) (茅沼集会所 9:30~10:00) (盃集会所 13:00~14:00) ☆弁護士無料 電話相談会 (☎62-8373)	11	12	13
14 岩内協会病院 (☎62-1021) ココカラファイン薬局岩内店 (☎61-4774)	15 水道使用料徴収 (堀株集会所 9:30~10:00) (泊集会所 9:30~10:00) (照岸・糸泊集会所 13:00~13:30)	16	17 ☆弁護士無料電話相談会 (☎62-8373)	18 ☆出張年金相談 岩内地方文化センター 9:00~13:00 (☎0134-33-5026) ☆弁護士無料 法律相談会 (☎75-2021)	19	20
21 岩内協会病院 (☎62-1021) 日の出薬局 (☎62-2250)	22	23 行政相談 泊村公民館 13:00~15:00	24 ☆弁護士無料電話相談会 (☎62-8373)	25 水道使用料徴収 (盃集会所 13:00~14:00)	26	27
28 岩内協会病院 (☎62-1021) アイン薬局岩内店 (☎62-5150)	29	30	7/1	7/2	7/3	7/4